

三次市君田中学校区生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立君田小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市君田中学校区においては、小中一貫教育を推進するために教育目標を「きみを愛し、主体的に学び、心豊かでたくましい児童生徒の育成」とし、その実現のために、生徒指導規程を定める。また、具体的な目標・指針として、「君田スタンダード」（資料参照）を設定している。

三次市立君田小中学校は、この規程を児童生徒ならびに家庭・地域に対して広く周知させ、教育目標の実現に向けて、各関係機関と連携し、学校・家庭・地域を挙げて取り組むものとする。

（目的）

第1条 この規程は、三次市立君田小中学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、通学違反・マナー違反については、特別な指導をする。

【中学校】

(1) 自転車通学

- ① 自宅から学校まで2 km以上の生徒で、自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可申請書」を提出し、校長から「自転車通学許可書」を得て通学する。
- ② 自転車を変形・改造しない。必ず、名前を明記する。
 - ・テールランプまたは反射シール・反射鏡はつけること。
- ③ 遅刻しないように、ゆとりを持って家を出る。
- ④ 必ずヘルメットを着用する。(未着用あるいは、あごひもをかけておらず、指導後も改善がみられない場合は、その翌日から1週間の自転車での通学を停止とする。)
- ⑤ 交通ルールを守り、事故にあわないようにするとともに、地域の方々に迷惑をかけないようにする。(危険行為を行っている場合は、ヘルメット未着用の場合と同様の措置とする)
- ⑥ 学校では決められた場所に自転車を置き、必ず施錠をする。
- ⑦ 雨天の場合は、カッパを着用する。(傘さし運転は禁止)
- ⑧ 登下校のとき、出会った人には挨拶をする。

【小学校】

(1) 通学班

- ① 通学班での登下校を原則とする。通学班の編成や通学路は各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。
- ② 集合時刻、交通ルール、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を歩いて登下校を行う。

【小中学校共通】

(2) バス通学

- ① パスपी定期券を大切にす。 (紛失・破損の場合、再発行は難しくなる)
- ② 乗務員さんや出会った人には挨拶をする。
- ③ 車内では静かにして、周りの人に迷惑をかけるない。
- ④ 運転に支障が起るようなことは絶対にしない。

(3) 徒歩通学

- ① 遅刻をしないように、ゆとりを持って家を出る。
- ② 交通ルールを守って、事故にあわないようにする。
- ③ 登下校のとき、出会った人には挨拶をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、8時15分までとし、教室で着席する。
- (2) 欠席の場合は、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合は、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。
また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合は、必要に応じて保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。
- (5) 原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1) 髪形

- ア 肩や目にかからない髪の長さとする。
- イ 肩にかかる場合は、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。装飾されたピンやリボンを使用しない。

- (2) 染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ・髪を結う・不自然な髪型等は禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物・所持品)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅(色付きリップクリームを含む) マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工
※(1)～(4)について違反があった場合は、特別な指導を行う。
- (5) 携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、雑誌、お菓子類、遊戯物等の持ち込みを禁止とする。
- (6) 学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

※(5)～(6)について違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導を行う。

(7)所持品には必ず名前を書く。

(8)お金は必要な時以外は持って来ない。やむを得ず持って来た場合は、朝会時に担任に預ける。

(指導・身なり等)

【中学校】

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1)服装

①冬服 規定の上着を着用する。

②夏服 上着は着用しない。

シャツは白色・無地のポロシャツ(ワンポイントもないもの)とする。

③服装の移行 6月1日・10月1日を衣替えとし、その前後に移行期間を設ける。

(2)シャツ

①白色・無地のポロシャツ・ブラウスを着用し、裾はズボン・スカートの中に入れる。

②ブラウスを着用する時には、指定のリボンを着ける。

③シャツの下には、衛生面、自己防衛面を含めて下着を着用する。柄ものの肌着は禁止とし、色については、白、肌色に近いベージュとする。

(3)ズボン・スカート

①ズボン

指定のズボンを着用する。ベルト(色は黒・紺とし、飾りが付いた物やエナメル之物、極端に細い物は、禁止とする)を必ず着用し、腰パン(ズボンをずらした着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れる)変形等は禁止とする。

②スカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は、膝が隠れるものとする。

(4)ソックス

①白色、黒色、紺色とする。色柄の入っているものは禁止とする。(ワンポイントは可・くるぶしソックスは不可)

②冬季のみストッキング・タイツは、黒・紺・ベージュを可とする。ただし、体育の授業時においてハーフパンツを着用する場合は、着用しない。

(5)通学靴

①通学靴は、体育等の授業で使用できるものとし、ローカットで色は、白地のビニルまたは布製のひも靴とする。ハイカットやミドルカット、マジックテープ、色つきのひもは認めない。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6)上履き・体育館シューズ

指定のものを使用する。上履きは、前上部に名前を明記し、履物はかかとを踏まない。

(7)名札

指定のものを、制服の左胸につける。

(8)セーター・ベスト・カーディガン

冬季には、紺色・黒色または灰色の物を着用してもよい。ただし、制服の裾からはみ出さない、また袖は手首より短いものを使用する。

(9)ウインドブレーカー等、防寒着等

冬期間は、制服のうえに防寒用オーバーコート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、耳あて等を使用してもよい。但し、華美なものは避け、登下校の交通安全に支障のないものとする。また、

校内では着用しない。

※(1)~(9)について違反があった場合は、特別な指導を行う。

(10)通学用カバン

機能性や健康安全面等を考慮し各自で購入すること。

【小学校】

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1)制服

①冬服

ア 上着

紺色のイートン シングルまたはダブルとする。

イ シャツ

白色のカッターシャツ、ブラウス、白色無地のポロシャツを着用し、シャツ出しはしない。

ウ ズボン・スカート

紺色のズボン・ひだのあるつりスカートを着用する。

②夏服

ア シャツ

白色のカッターシャツ、ブラウス、白色無地のポロシャツを着用し、シャツ出しはしない。

イ ズボン・スカート

紺色のズボン・ひだのあるつりスカートを着用する。

③服装の移行 6月1日・10月1日を衣替えとし、その前後に移行期間を設ける。

(2)シャツ

①シャツの下には、必ず、衛生面、自己防衛面を含めて下着を着用する。柄ものの肌着は禁止とし、色については、白、肌色に近いベージュとする。

(3)ズボン・スカート

①スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。

②冬季のみストッキング・タイツは、黒・紺・ベージュを可とする。ただし、体育の授業時においてハーフパンツを着用する場合は、着用しない。

(4)靴下

①白色、黒色、紺色とする。色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可・くるぶしソックスは不可）

(5)通学靴

①運動しやすい靴とする。登下校や学習で使用することから機能的なシューズを使用する。かかとを踏まない。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6)上履き・体育館シューズ

①学校の指定のものを使用する。名前を明記し、かかとをふまない。

(7)名札

①学校の指定のものを、制服の左胸につける。

(8)セーター・ベスト・カーディガン

①冬季には、紺色・黒色または灰色の物を着用してもよい。ただし、制服の裾からはみ出さない、また袖は手首より短いものを使用する。

(9)ジャンパー等、防寒着

冬期間は、制服のうえに防寒用オーバーコート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、耳

あて等を使用してもよい。但し、華美なものは避け、登下校の交通安全に支障のないものとする。
また、教室内では着用しない。

(10)登校用帽子

登下校時は、黄色帽子を着用すること。

※(1)～(10)について違反があった場合は、特別な指導を行う。

2 生徒指導

繰り返し指導を受ける生徒の場合は、特別な指導を行う。

(1)授業や学校生活全般

- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
- ②時刻を守る。
- ③授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にする。
- ④学習は学校生活の中心となるものです。自分の目標に向かって、毎日の授業を大切にして、意欲的に取り組み、基礎学力をしっかりと身につける。そのためには、集団学習のマナーとして、次のことを守る。
 - ア 常に時間を意識して行動する。時間になったら席につき、準備し自習を始める。
 - イ 教室移動は、休憩時間にすませる。
 - ウ 通院等で授業に遅れたときは、登校したことを職員室へ報告し、授業の教室へ行く。保健室に行くときは、その理由を必ず教科担任に伝えてから行く。
 - エ 自主的に学習に取り組める力を身に付けるために、先生の話や友だちの発言をよく聞き、すすんで質問・発言をする。
 - オ 他の人に迷惑をかけない学習態度を心がける。(私語など)

(2)休憩時間

- ①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は、静かに聞く。
- ③特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
- ④校舎内で走りまわったり危険な遊びや球技などをしたりしない。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
- ⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑦廊下や階段を走らず、右側通行を守る。
- ⑧グラウンド、体育館、遊具などの遊びのルールを守る。

(3)保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。
- ③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。
 - ※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。
 - ※保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4)給食

エプロン・帽子・マスクを着用し、衛生面に注意して給食当番等をする。

(5)掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。不要なおしゃべりをせず時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6)教育相談

学校は、生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや子ども応援

センター等と連携する。

(7) その他

- ①中学生は休日に忘れ物をして学校に行く場合は制服で登校する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ③学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。
また、故意に公共建造物・備品等器物を損壊させた場合は、第10条(1)の触法行為となります。その場合は原則として、修復費の全額または一部を保護者に負担していただきます。
- ④ケガや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第7条 校外での生活については次のように定めます。

- (1) 登下校における買い食いはしない。
- (2) 友達の家泊まりに行ったりする場合は、保護者の許可をもらう。(必ず保護者間で連携を取ってもらうこと。)
- (3) 外出する時は、行き先・同行者・帰宅時間を保護者に伝える。(原則、無断夜間外出は禁止)
- (4) 娯楽のために外出する時は、保護者と外出する。

※携帯電話やスマートフォン等の様々な情報通信機器により、出会い系サイトやSNSに入り、いろいろなトラブルや犯罪に巻き込まれる小中学生が増加しています。判断力のまだまだ弱い小中学生が携帯電話等を持つことについては、保護者の方の責任において「子ども任せにしない」ように管理の徹底をお願いします。

(家庭での生活)

第8条 家庭では、保護者と生活等について話し合い、家族の一員として約束を守る。

(1) 家庭での生活について

- ①学習は、「君田スタンダード」、家庭学習強化週間、毎週水曜日ノーテレビ・ゲーム・ケイタイデイ(18時以降)等で決まっている時間を計画的に進める。
- ②携帯電話やスマートフォン・ゲーム・テレビ等の時間は、小学生・中学生1日1時間以内とする。
- ③21時以降の電話・メール・SNS通信等はない。どうしても必要な場合は、保護者を通して行う。

(校区外での生活)

繰り返し指導を受ける生徒の場合は、特別な指導を行う。

第9条 校区外の生活については次のことを指導する。

(1) 児童生徒だけでの校区外への外出

- ①原則として、児童生徒だけで校区外へ遊びに行かない。校区外在住の児童生徒宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。自転車に乗る場合は、必ずヘルメットを着用する。

(2) 児童生徒だけでの市外への外出

- ①原則として、校区外への外出と同様とする。

(3) 児童生徒だけでの娯楽施設への入店(カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ)

エ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等)の禁止

(4) 児童生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止

- ① 保護者は、夜間、中学生は（午後11時から翌日午前4時までの時間）小学生は（午後8時から翌日午前6時までの時間）外出させないようにする。
- ② 保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- ③ 休日に友だちの家に遊びに行く場合は、原則として午後からとし、午後5時半までには帰宅する。（11月～2月は午後5時）

(5) 情報通信機器

- ① 本市は、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等やスマートフォン等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

もし、問題やトラブルの被害者又は加害者となった場合は、保護者がその対応及び指導することを原則とする（スマホ詐欺、誹謗中傷、無断で他者の個人情報・写真を送信・拡散等があった場合は、青少年健全育成の視点からも、保護者が警察へ相談する）

なお、生徒同士の関係性を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。

(6) 酒・たばこ類等の購入

- ① 保護者は、酒、たばこ類を児童生徒に購入させないようにする。

(7) 危険箇所への立入り

- ① 保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童生徒が立入らないようにする。

(8) 交通違反

- ① 道路交通法に違反しないようにする。

【小学校のみ】

(9) 自転車の乗車

- ① 自転車乗車時には、ヘルメットを必ず着用させること。
- ② 自転車乗車範囲は、低学年は家のまわり、中学年は地域内、高学年は校区内とする。
- ③ 自転車への乗車は、保護者の判断で、危険がない状態で許可する。

第4章 特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童生徒が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

第10条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① いじめ防止対策推進法

定義「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい

るものをいう。

- ②窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ③喫煙・飲酒
- ④暴力・威圧・強要行為
- ⑤公共建造物・備品等器物損壊
- ⑥交通違反
- ⑦性に関するもの
- ⑧薬物等乱用
- ⑨刃物等所持
- ⑩その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

- ②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）
- ③登校後の無断外出，無断早退
- ④指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
- ⑤携帯電話の持込み（許可申請を除く）
- ⑥学習等に必要のない不要物持込み
- ⑦不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑧家出及び深夜徘徊
- ⑨金品強要
- ⑩無免許運転及び同乗
- ⑪無断アルバイト
- ⑫暴走族等，関係団体への加入及び参加
- ⑬不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑭情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑮その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導等）

第11条 特別な指導のうち，反省指導等は，次の通りとする。但し，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

- ①口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2) 学校反省指導

- ①別室による反省指導（1～2時間→半日→1日→3日→5日）
- ②授業観察による反省指導（1日→3日→5日）
- ③奉仕作業による反省指導（1日→3日→5日）
- ④教育相談と反省指導を複合した指導（スクールカウンセラー・こども応援センター等）
- ⑤保護者来校による授業観察指導（半日→1日→3日→5日）
- ⑥学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第12条 反省指導の実施については，原則，学校反省とする。

(1)反省指導は、登校させて別室で行う「別室 反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

（反省指導の期間）

第13条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第14条 特別な指導は、児童生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1)特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2)特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童生徒・保護者・教職員で確認する。

(4)法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5)反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（規程の周知）

第15条 児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

（反省指導の内容）

「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

平成24年4月1日施行 平成27年2月19日改正 平成28年1月29日改正

平成28年4月13日改正 平成29年3月29日改正 平成30年2月13日改正

平成30年4月2日改正 令和2年2月6日改正 令和5年2月13日改訂

<資料：「君田スタンダード」>

「君田スタンダード」

①自分から進んであいさつをしよう。

②早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつけよう。

③体力づくりに取り組もう。

④お互いに協力し合い校内の環境整備(整理整頓・掃除)につとめよう。

⑤次の日の準備は必ずしよう。

⑥時間を守ろう。

○チャイムが鳴る前に授業の準備をして座っておこう。(3分前行動1分前着席)

○遅刻をしないようにしよう。登下校時間を守ろう。

⑦人の話をしっかり聴こう。

⑧家庭学習に計画を立てて、進んで取り組もう。

○小学校：低学年：30分以上 中学年：40分以上 高学年：60分以上

○中学校：2時間以上。

○宿題が終わったら読書をしよう。